

【令和2年度補正予算】

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資
も踏まえた脱炭素化社会への転換支援事業

Q&A集

令和2年7月22日改訂

一般財団法人環境イノベーション情報機構

〈改訂履歴〉

令和2年7月2日 Q&A 公開

令和2年7月22日 Q&A の一部修正・追加 (赤字部分)

目次

【1. 全般について】	1
問 1. 本事業はどのような体制で執行されますか。	1
問 2. 本事業の目的は何ですか。	1
問 3. 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。	1
問 4. 本事業の目的等を踏まえると、自家消費型太陽光発電設備等の範囲・規模は、 どのように算出するのが妥当ですか。	1
問 5. 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備等 の導入に際して、どのような点に留意する必要がありますか。参照すべき資料 等がありますか。	1
問 6. 他の補助金等との併用は可能ですか。	2
問 7. 見積金額の算出と費用対効果についてどのように精査したらよいですか。	2
問 8. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。	2
問 9. 補助事業の目的が達成されない場合の補助金の取扱いはどうなりますか。	3
問 10. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。	3
【2. 応募について】	4
問 11. 複数の施設に関する応募について、一つにまとめて応募しても良いでし ょうか。	4
問 12. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に設備の導入計画 の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する実施計画は応募申請時のもの から変更しても構いませんか。	4
問 13. 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されてい ますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか。	4
問 14. 公募の要件（設備要件、補助対象範囲等）を満たしていれば、必ず補助金が受 けられますか。	4
問 15. 補助事業者は決算関係書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件 をクリアしていればよいですか。	4
【3. 売電・系統連系について】	6
問 16. 固定価格買取制度（FIT）は利用できますか。	6
問 17. 余剰電力を自己託送することや売電することはできますか。	6
問 18. 系統接続の制約について留意することは何ですか。	6
問 19. 「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。	6

【4. 契約について】	7
問 20. 事業の実施はいつから可能ですか。	7
問 21. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。	7
問 22. 事業遂行上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で契約をすることは可能ですか。	7
問 23. 自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。	7
問 24. 「令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）」とは何ですか。	7
【5. 補助対象等について】	9
問 25. 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができますか。	9
問 26. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。	9
問 27. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。	9
問 28. 補助金額に上限・下限はありますか。	9
問 29. 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるのでしょうか。	9
問 30. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。	9
問 31. 自家消費型太陽光発電設備等の要件はありますか。	10
問 32. 基準額の算定において、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のどちらを採用すれば良いのでしょうか。	10
問 33. 設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象ですか。	10
問 34. 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。	10
問 35. 商用電力途絶時（停電時）の電力供給についての留意点は何か。	11
問 36. 代行申請は可能でしょうか。	11
問 37. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。	11
問 38. 自営線は補助対象ですか。	11
問 39. 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。	11
問 40. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。	12
問 41. 従業員の人件費等は補助対象ですか。	12
【6. その他】	13

問 42.	補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性についてはどのように考えたらよいですか。	13
問 43.	補助事業における利益等排除とは何ですか。	13
問 44.	年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになりますか。	13
問 45.	補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何ですか。	13
問 46.	事業報告書では、二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。	14
【7. 令和2年7月22日追記】	15
問 47.	②事業または⑤事業で申請した場合、リース会社から割賦契約で太陽光発電設備等を調達することは認められますか。	15
問 48.	ランニングコスト削減額はどのような算定すればいいでしょうか。	15
問 49.	補助金の基準額としての設置工事費相当額は一律10万円と記載されていますが、太陽電池や蓄電池の設置容量等に関わらず、この金額なのでしょうか。	15
問 50.	中小企業経営強化税制（即時償却）の活用は認められますか。	15
問 51.	私立学校や社会福祉法人が運営する施設で応募することはできますか。	15
問 52.	本事業における「オンサイト PPA モデル」で申請できる発電事業者に規定はありますか。	16
問 53.	本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録は認められますか。	16

【1. 全般について】

問1. 本事業はどのような体制で執行されますか。

- 本事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。
- なお、本事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についての問い合わせ等は一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下、機構）までお願いします。

問2. 本事業の目的は何ですか。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、企業等が国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、RE100の推進や防災に資する自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援する事業に要する経費の一部を補助することにより、レジリエンスの向上と脱炭素社会への転換に資することを目的とするものです。

問3. 本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

- 本補助金の交付を申請できる者は、民間企業及びその他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者となります。

○上記の「民間企業」は、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社に限ります。

※下線部分、令和2年7月22日追記

問4. 本事業の目的等を踏まえると、自家消費型太陽光発電設備等の範囲・規模は、どのように算出するのが妥当ですか。

- 平時において導入施設で一定割合を自家消費することが可能で、かつ停電時には当該施設で必要な電力を供給できる必要があります。

なお、本補助金で導入する蓄電池への充電を商用電力系統によって行うことはCO2削減につながらないため、認められません。蓄電池の容量は当該施設で必要とする容量としてください。

問5. 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備等の導入に際して、どのような点に留意する必要がありますか。参照すべき資料等はありませんか。

- 停電時にも需要家において必要とする電力を供給できる機能を有した（停電時においても必要となる機能を維持することが可能な）設備であることや、設備の設置にあたって

耐震性を確保する等により、停電時にも電力供給ができるシステムである必要があります。

- 停電時に必要な電力をまかなえるシステムになっていれば、蓄電池は導入せず自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する申請でも補助対象になり得ます。申請書において停電時の施設と設備の使用法、系統別の出力と負荷の妥当性などを確認させていただきます。なお、夜間に必要な電力がある場合は蓄電池の導入か、既設または補助対象外経費で調達する非常用発電機等が必須となりますので、ご注意ください。

※下線部分、令和2年7月22日追記

問6. 他の補助金等との併用は可能ですか。

- 本補助金と国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適化法」という。）第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等）を同一の設備に対し併用することはできません。
ただし、令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）を活用したうえで、同一の設備に対する申請でなければ利用できる場合もあります。
- なお、適化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。その場合、当補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要があります。したがって、地方公共団体からの補助金に係る分は、補助対象経費から除算となります。

問7. 見積金額の算出と費用対効果についてどのように精査したらよいですか。

- 事業計画の作成に当たっては、次の事項を参考として経済的、合理的な考えにより見積金額を算出し、費用対効果を精査してください。
 - ①導入時に販売されている設備等の市場価格の推移を適宜把握し、発電量あたりの価格の妥当性や電力消費量を精査する。
 - ②設備等の性能や稼働実績を精査する。
 - ③平常時の施設・設備の稼働日数や電力使用量の実績・見込みから事業計画の妥当性を精査する。

問8. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

- 二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を参考にして算出してください。
掲載 URL : http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html
- 導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO2削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考にして、設

備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください。

- 新築の施設の場合、想定される商用電力の購入量に対して、太陽光発電設備による発電量によって購入を減らせる見込みの量に排出係数を乗じることで二酸化炭素の削減量を算定するという方法が考えられます。

問9. 補助事業の目的が達成されない場合の補助金の取扱いはどうなりますか。

- 補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。
- なお、補助事業の目的が達成されないと判断される場合には、事業完了後においても、補助金返還などの対応を求めることがありますのでご注意ください。

問10. 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

- 本事業で実施した事業の成果等については、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、機構、環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者及び環境省から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

【2. 応募について】

問11. 複数の施設に関する応募について、一つにまとめて応募しても良いでしょうか。

○複数施設にわたり導入する設備の所有者たる申請者が同一の場合、まとめて申請してください。その場合でも、実施計画書や経費内訳などの書類は施設ごとに作成の上、提出してください。施設ごとに採択の可否を判断します。

○オンサイト PPA モデルの場合は、PPA 事業者、需要家、（リース事業者が介在する場合にはリース事業者も含む。）が同一の場合にのみ、複数施設に関する応募をまとめることができることとします。

問12. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する実施計画は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

○原則、事業の目的に変更をもたらすものでなく、CO₂ 排出削減効果等の事業能率に関係がない事業計画の軽微な変更に関り認められます。詳細については、個別に機構にご相談ください。

問13. 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか。

○「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄に示す、各配分額のいずれか低い額の15%以内の変更であり、かつCO₂ 排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- なお、変更する必要がある場合は、機構にご相談ください。

問14. 公募の要件（設備要件、補助対象範囲等）を満たしていれば、必ず補助金が受けられますか。

○公募の要件を満たしていれば、必ず補助金が受けられるとは限りません。実施計画書等の記載内容が当補助金の趣旨に沿い、CO₂ 排出削減に係る費用対効果等について、外部有識者等で構成される審査委員会の審査・評価を行った上で、予算の範囲内で採択を行います。

問15. 補助事業者は決算関係書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件をクリアしていればよいですか。

○決算関係の書類については、補助事業を確実に実施できる経営基盤を有していることや

事業実施のために必要な資金調達に係る確実な資金計画を有していることを実施計画書における「資金計画」欄の記載と併せて確認するためにご提出いただくものです。複数年にわたって赤字決算が続いているなど、補助事業実施に当たっての資金繰りに懸念があると考えられる場合、公認会計士の審査を得た経営改善計画等の提出を追加で求めることがあります。

【3. 売電・系統連系について】

問16. 固定価格買取制度（FIT）は利用できますか。

- 本事業で導入する自家消費型太陽光発電設備で発電した電力について、固定価格買取制度（FIT）を活用して売電することはできません。

問17. 余剰電力を自己託送することや売電することはできますか。

- 余剰電力については、自己託送や売電することは可能です。
- ただし、FIT を適用して売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。
※自己託送とは、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワーク（系統）を介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電することを言います。

問18. 系統接続の制約について留意することは何ですか。

- 一部地域では商用電力系統への逆潮流が発生する発電設備の設置等が一般送配電事業者により制限されているため、事業執行に支障の無いように十分確認してください。
- また、系統連系工事負担金によって事業採算性が悪化し、本事業を中断又は中止することのないよう、応募段階から一般送配電事業者と十分な協議を行うようにしてください。
- 本補助金で導入する蓄電池への充電を商用電力系統によって行うことは CO2 削減につながらないため、認められません。
※系統接続とは、発電した電気を一般送配電事業者の送電線、配電線に流すために、電力系統に接続することです。

問19. 「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。

- 本事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を言います。
- 補助金額 5 分の 4 以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を交付の条件とします。

【4. 契約について】

問20. 事業の実施はいつから可能ですか。

- 本補助事業により導入する設備設置工事等の契約締結は交付決定日以降に行っていたら必要ありません（業者の選定までは可）。

問21. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。

- 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。なお、一般の競争によりがたい場合、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にしてください。

問22. 事業遂行上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

- 補助対象外経費（撤去費等）を含んだ契約は、合理的な理由がある場合は、実施して差し支えありません。ただし、補助対象と補助対象外の事業費を明確に分ける必要があります。具体的には、補助対象と補助対象外の事業費をそれぞれ、直接工事費と間接工事費とに区分します。補助対象外の直接工事費と間接工事費の区分けが不明な場合は、補助対象の直接工事費と間接工事費の比率で按分して算出してください。

問23. 自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

- 設備等の調達の形態としてリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（需要家）を共同実施者とした共同申請としてください。
- ただし、オンサイト PPA 事業で太陽光発電設備等をオンサイト PPA 事業者がリースパックにより導入する場合は、その旨を申請時の実施計画書に記載するとともに、申請時に建物所有者等との間で設備設置承諾書等を交わし、当該承諾書等の写しを提出することにより、PPA 事業者単独で申請できるものとします。

問24. 「令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）」とは何か。

- 令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設であり、同補助金の交付決定を受けた施設
- これに準ずる施設とは
 1. 工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる製造業又は情

報通信業の用に供される施設

又は

2. 物流施設 日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、卸売業、製造業又は小売業の用に供される倉庫又は配送センター

であって、

投資計画（上記 1 もしくは 2 に掲げる対象施設の新增設又は対象施設における設備増強に係る計画）について、令和 2 年 4 月 7 日（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと。

※上記以外でも、契約形態（オンサイト PPA モデル、需要家、ファイナンスリース）により一部制限、補助率の差異はありますが、戸建て住宅、公共施設、業務用施設、産業用施設等も対象とします。

○上記の「対外発表」とは、投資計画（上記 1 もしくは 2 に掲げる対象施設の新增設又は対象施設における設備増強に係る計画）をプレスリリースするなど、対外的に公表した場合やマスコミ等が報道した場合が該当します。

○上記の「投資計画」（上記 1 もしくは 2 に掲げる対象施設の新增設又は対象施設における設備増強に係る計画）があることについては、株主総会の決議等により確認することとします。「投資計画」の株主総会決議等が令和 2 年 4 月 7 日より前であっても、対外発表していなければ、要件を満たすものとします。ただし、太陽光発電設備の設置に係るものについては「投資計画」にはあたらないものとします。

※下線部分、令和 2 年 7 月 22 日追記

【5. 補助対象等について】

問25. 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができますか。

○自家発電機を備え付けた施設であっても、本事業の対象になり得ます。

問26. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

○実施設計・工事監理については補助対象となります。

問27. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。

○工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

問28. 補助金額に上限・下限はありますか。

○補助金の交付額は1需要地につき1億2千万円が上限となります。下限はありません。

問29. 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるのでしょうか。

○本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。

○なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。

また、CO2排出削減効果においては、本補助事業と既実施事業との計測も含めた切り分けが必要です。

問30. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

○付帯設備の範囲は、エネルギー起源CO2の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備であって、必要最小限度のものに限ります。

○＜補助対象外経費の例＞

- ・実証的な製品
- ・気温計・日射計・気象信号変換器
- ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）
- ・売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・太陽光発電設備を設置する際の防水工事において、架台支持材より50cmを超える範囲の費用
- ・数年で定期的に更新する消耗品（例：消火器）
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・既存設備の撤去費

- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
 - ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートをしきつめるための費用
 - ・盛土や土壌改良工事に係る費用
 - ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
 - ・安全フェンス等の設置に係る費用
- 等

問31. 自家消費型太陽光発電設備等の要件はありますか。

- 本補助金は脱炭素化社会への転換を実現することを目的としていることから、例えば、太陽光発電設備は平時においては自家消費を主目的とし、停電時にも必要な電力が施設に供給されることが条件となります。

問32. 基準額の算定において、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のどちらを採用すれば良いのでしょうか。

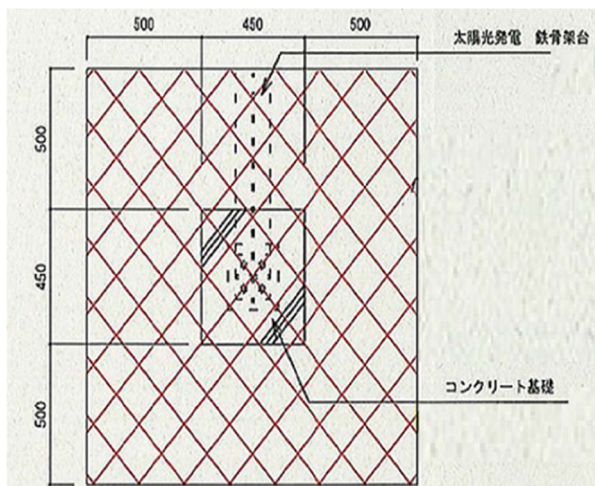
- 太陽光パネル出力の kW 数とパワーコンディショナー出力の kW 数を比較して小さい方の数値の小数点以下を切り捨てた値を採用します。
 （例：太陽光パネル出力 261.12kW（=255W/枚×1,024 枚）、パワーコンディショナー出力 200kW の場合、200kW を採用）

問33. 設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象ですか。

- 建物（カーポートを含む。）は一般的に設備としては認められないため、補助対象外です。また、建物の建設工事に係る基礎工事部分についても、補助対象外となります。
- 対象設備の設置等に必要、建築物の躯体等に関する工事も補助対象外となります。

問34. 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。

- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を補助対象とします。
- 一定の周囲部分の具体的な数値は工事の内容等により異なりますが、本事業では公共建築数量積算基準（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象とします。



防水工事必要最小限範囲の一例（網掛部）

問35. 商用電力途絶時（停電時）の電力供給についての留意点は何ですか。

- 災害等による商用電力途絶時（停電時）に需要家において必要な機器を稼働させ、施設の機能を維持するため、設置された自家消費型太陽光発電設備により発電した電力を安定的に供給できることを求めています。

問36. 代行申請は可能でしょうか。

- 応募申請、交付申請について、代行申請はできません。
あくまでも申請条件に見合った、PPA 事業者、需要家、リース事業者からの単独又は共同申請に限ります。

問37. 逆潮流防止装置は補助対象ですか。

- 一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置が系統連系に必要と認められる場合は補助対象とします。

問38. 自営線は補助対象ですか。

- 必要が認められれば、補助対象になり得ます。
※自営線とは、一般送配電事業者以外の電気事業者が電力供給のために自ら敷設した電線のことを言います。

問39. 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。

- 屋外への設置を検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」をすべて満たし、「②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲

の検討、補助対象経費の算出等を行い、検討してください。

①屋外に設置することの許容要件

- ・屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき正当な事情や理由があること
- ・当該施設の屋内設置ができない相応の理由があること（設置場所が確保できない等）

②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付帯設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合（蓄電できない、停電時の安定供給が確保できない等）には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限って補助対象とします。

（例）降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可（必要最小限を超えるため）

- ・安全フェンス等の設置は補助対象外とします。
- ・災害時の転倒対策（アンカー基礎等）は補助対象とします（停電時に機能を維持できるようにする必要があるため）。
- ・設置場所そのものの耐震工事は補助対象外とします（強度等を備えた設置上問題の無い場所に設置導入することが前提のため）。

問40. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

○可搬式蓄電池は補助対象外とします。

○ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、災害時に転倒・浸水等により破損しないように、適切な固定措置をとっていただくことが必要です。

問41. 従業員の人件費等は補助対象ですか。

○本補助事業を実施するために必要な業務補助を行う臨時の人員に関する賃金については、その雇用に必然性がある前提で「賃金」として計上可能です。

なお、本補助事業に従事した時間のみ、賃金の対象となることから、業務日誌等により本補助事業に従事した時間等を適切に管理しなければなりません。

【6. その他】

問42. 補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性についてはどのように考えたらよいですか。

○事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。そのため、売電等の収益が発生する場合は、毎月の売電量、売電収入等に係る帳簿等を整理して適切に管理してください。

計算式：収益納付額＝(A－B) × (C/D) －E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

注1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0となる場合をいう。

注2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行う。

問43. 補助事業における利益等排除とは何ですか。

○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

問44. 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになりますか。

○やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、判明した時点で速やかに機構にご相談ください。

問45. 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何ですか。

○補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければ

なりません。また、耐用年数に達していない財産については処分制限等があります。詳細は交付規程第8条第十四号を参照してください。これらの規程に従っていただけない場合、補助金の返還が必要になることがあります。

※下線部分、令和2年7月22日修正

問46. 事業報告書では、二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。

- 平時の二酸化炭素排出削減計画を達成できるよう補助対象設備を適正に稼働させるとともに、エネルギー消費量の実績値を把握して二酸化炭素排出削減量に換算し、事業報告書により環境大臣に報告してください。
- 二酸化炭素排出削減計画を達成しなかった場合、その原因を記載してください。なお、災害等によってやむを得ず計画どおりの二酸化炭素削減効果が得られなくなった場合は、この限りではありません。ただし、この場合は、停電時の発電・電力供給等の機能発揮の面から補助事業の効果を発現する必要があります。

【7. 令和2年7月22日追記】

問47. ②事業または⑤事業で申請した場合、リース会社から割賦契約で太陽光発電設備等を調達することは認められますか。

○当該施設の設置者（所有者）自らが発注する②事業または⑤事業において、割賦契約は認められません。

問48. ランニングコスト削減額はどのような算定すればいいでしょうか。

○ランニングコスト削減額は補助対象設備を導入することで、需要家にとってのランニングコストがどのように変化するかを示していただく項目になります。電力料金の削減額（現在の契約内容との比較）とメンテナンス費用（発生する場合）など、金額の内訳をそれぞれ示していただきますようお願いいたします。

問49. 補助金の基準額としての設置工事費相当額は一律10万円と記載されていますが、太陽電池や蓄電池の設置容量等に関わらず、この金額なのでしょうか。

○基準額としての工事費は一律10万円です。
○なお、太陽光発電設備と蓄電池設備をそれぞれ導入する場合は基準額としての設置工事費相当額は合計20万円になります。

問50. 中小企業経営強化税制（即時償却）の活用は認められますか。

○本補助金の申請・交付において、中小企業経営強化税制（即時償却）を活用することについての制限はありません。制度を活用される場合は、国の補助金を活用することについて問題がないか、ご確認いただきますようお願いいたします。

問51. 私立学校や社会福祉法人が運営する施設で応募することはできますか。

○次に掲げる者が設置又は運営する施設に太陽光発電設備を設置する場合は、④事業（オンサイトPPAモデル）により申請することができます。⑤事業（当該施設の設置者（所有者）自らが発注・所有）や⑥事業（ファイナンスリース契約）などではご応募いただけませんので、ご注意ください。

ア 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）

イ 独立行政法人

ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

オ 医療法人

カ 社会福祉法人

キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 法律により直接設立された法人

問52. 本事業における「オンサイト PPA モデル」で申請できる発電事業者に規定はありますか。

- 本事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指します。第三者所有モデルのような同一需要地内で需要家に売電することは電気事業法の規制外のため、許可等がなくても売電は可能であり、本事業における「オンサイト PPA モデル」で申請できる発電事業者は資源エネルギー庁のウェブサイトで公表されている「発電事業に係る届出義務」のある発電事業者 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/list/) に限定されません。

問53. 本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録は認められますか。

- 交付規程第 8 条第十五号のとおり、補助事業者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行ってはいけません。
- また、オンサイト PPA モデルにおいて、補助事業者から需要家に還元された環境価値（補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果）についても J-クレジット制度への登録を行ってはいけません。